

令和5年

議会運営委員会記録

令和5年6月6日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和5年6月6日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午前11時28分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	鳥 飼 雅 司 議員
委 員	吉 田 武 司 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	委 員	鎌 田 泰 春 議員
議 長	富 澤 啓 二 議員	副 議 長	小 嶋 智 子 議員
委員外議員	萩 原 圭 一 議員	委員外議員	赤 松 祐 造 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	大 野 久 芳	総 務 部 長	田 中 康 一
企画部次長兼 秘書広報課長	茂 呂 あかね	総務部次長兼 総務人権課長	渡 部 剛

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課副主幹	川 辺 聡
議事課統括主査	高 橋 寛 子		

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
令和5年和光市議会6月定例会の会期日程等について
- 特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について
- 特定事件9 その他議会運営に関することについて
決算審査の体制等について
令和5年度議員研修会について

議会報告会について

午前 9時30分 開会

○安保友博委員長 おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

本日は、令和5年6月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。

今定例会につきましては、6月8日に開会すべく、1日に招集告示をさせていただいたところでございます。

提出する案件は、報告が2件、人事案件が14件、契約の締結が2件、条例の制定及び一部改正が7件、補正予算が4件の合計29件の審議をお願いするものです。

詳細につきましては総務部長から順次御説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○安保友博委員長 市長は公務のため退席します。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和5年和光市議会6月定例会の会期日程等について、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、決算審査の体制等について、令和5年度議員研修会について、議会報告会についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

初めに、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和5年和光市議会6月定例会の会期日程等についてを議題とします。

提出議案は、報告2件、議案27件です。

提出議案の説明を願います。

田中総務部長。

○田中総務部長 それでは、本定例会に提出する議案について、順次御説明いたします。

初めに、報告第4号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

本報告は、令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算で計上した16事業の繰越明許費のうち、

年度内に終了した5事業を除いた11事業について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令の規定により繰越計算書を上程し、報告するものです。

次に、報告第5号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

本報告は、令和4年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算で計上した事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令の規定により繰越計算書を上程し、報告するものです。

次に、議案第38号及び第39号、和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して御説明いたします。

和光市固定資産評価審査委員会委員の芝波田大樹氏の任期が令和5年6月10日をもって満了となるため、引き続き同氏を、また浪間貞氏の任期が令和5年6月10日をもって満了となるため、新たに加山和義氏を選任したいので、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第40号、和光市教育委員会委員の任命について御説明いたします。

和光市教育委員会委員の山下玲子氏の任期が令和5年6月8日をもって満了となることから、新たに天内綾氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第41号から議案第51号までの和光市農業委員会委員の任命について、一括して説明いたします。

和光市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となるため、議案第41号につきましては、新たに小寺淳一氏、議案第42号につきましては、引き続き浪間兼三氏、議案第43号につきましては、新たに本多修氏、議案第44号につきましては、新たに富岡浩之氏、議案第45号につきましては、新たに井口俊彦氏、議案第46号につきましては、新たに田中和巳氏、議案第47号につきましては、新たに吉田成実氏、議案第48号につきましては、引き続き新坂篤司氏、議案第49号につきましては、新たに富岡和樹氏、議案第50号につきましては、新たに富澤孝子氏、議案第51号につきましては、新たに成田真理子氏、以上11名の方を任命することについて、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものです。

なお、任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間となっております。

次に、議案第52号、和光市消防団第4分団車庫・防災倉庫新築工事の請負契約の締結について説明いたします。

和光市消防団第4分団車庫・防災倉庫新築工事の請負につきましては、中村建設株式会社と令和5年5月17日に仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、この案を提出するものです。

契約金額は1億7,659万4,000円。工事場所は和光市新倉1丁目4221番12の一部であります。

次に、議案第53号、第三中学校特別支援学級設置工事の請負契約の締結について説明いたします。

第三中学校特別支援学級設置工事の請負につきましては、ニッケン建設株式会社と令和5年5月17日に仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、この案を提出するものです。

契約金額は3億580万円。工事場所は和光市立第三中学校地内であります。

次に、議案第54号、和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、令和5年度中に導入される医療扶助オンライン資格確認で、マイナンバーカードによる資格及び本人確認を行うこととなっておりますが、外国籍の生活保護受給者の医療扶助オンライン資格確認に伴うマイナンバーの使用については法的整備が必要となるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第55号、和光市職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

令和5年3月定例会において、和光市部設置条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、新たな部や課が設置されること及び職員派遣に関することについて、職員定数を見直すため必要な改正を行うものです。

次に、議案第56号、和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、さきに専決処分を行った改正以外について、関連規定を整備したいので、地方税法及び地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第57号、和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、住宅、建築物の省エネ対策を推進するため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正令が施行されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画等に係る認定申請手数料について、所要の改正をしたいので、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第58号、組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて説明いたします。

令和5年3月定例会において和光市部設置条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、既存の条例に規定されている部課等の名称について整備するため、必要な改正を行うものです。

次に、議案第59号、和光市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

和光北インター東部地区の土地区画整理事業に伴い、この地区に新たに定めることとなって

いる地区計画を当該条例の対象区域に追加するため、この案を提出するものです。

次に、議案第60号、和光市立公園条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

和光市アーバンアクア公園の夜間照明設備使用料を定めるため、都市公園法及び地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第61号、令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算については、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,916万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ322億3,984万8,000円とするものです。

初めに、主な歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、令和5年4月以降の新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備に要する経費や、電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受ける住民税非課税世帯に対して緊急支援給付金を支給するための経費を追加計上するなどしています。

次に、主な歳入について説明いたします。

歳出費用に応じて国庫支出金を増額するほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定に伴う追加計上などを行っています。

次に、議案第62号、令和5年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億5,207万6,000円とするものです。

初めに、歳出については、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する案内文の制作費を増額しております。

次に、歳入については、歳出で計上いたしました案内文の作成費に係る社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を増額しております。

次に、議案第63号、令和5年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、歳入の款1事業収入の保留地処分金において、令和4年度に売却できなかった保留地を令和5年度に売却するため8,412万2,000円を増額し、その増額にあわせて、款4一般会計繰入金を減額するものです。

次に、議案第64号、令和5年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算は、債務負担行為を追加したいため、既定予算第6条に定める債務負担行為の表を改めるものです。

○安保友博委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9時46分 休憩）

再開します。（午前 9時52分 再開）

まず、議案の先議についてです。

初めに、報告第4号、第5号は議決の対象とならない報告事件ですので質疑までとなり、討論、採決はありません。この質疑は通告を取らず、開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第38号から議案第51号は人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論を省略し、開会日に起立採決したいと思います。

また、議案第41号から第51号の和光市農業委員会委員の任命についての質疑は一括して行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思いますですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを御報告いたします。

次に、陳情についてです。

議会事務局に持参し提出されたものについて、陳情3件を受理しています。受理した陳情3件について、本会議で審議するかどうかをお諮りします。

まず、和光市元職員の不祥事に関する調査特別委員会の秘密会の情報漏洩について調査ならびに対処を求めることに関する陳情について、本会議で審議するかどうか、御意見のある方はお願いしたいと思います。

この陳情については、発言に当たり、秘密会の内容に触れないように御注意いただくようお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 件名、和光市元職員の不祥事に関する調査特別委員会の秘密会の情報漏洩について調査ならびに対処を求めることに関する陳情であります。秘密会に関するものでありますので極めて難しい対応になるかと存じます。また、秘密会ということでもありますので、陳情として受け付けて審査するということは大変難しいと考えるので、私自身はこの陳情2号については審査することはなじまないという判断、考えであります。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 今陳情ということなので、陳情の取扱いについて。私たち議会は住民の代理機関であると考えています。そして、住民の意思を最大限に尊重して、議会の責務を果たすため審議していかなければいけないと思いますし、この陳情に対してもしっかりとした取扱いでやるべきというふうにも思いますので、この陳情については取扱いをしたほうが良いと思います。

○安保友博委員長 休憩します。（午前10時06分 休憩）
再開します。（午前10時10分 再開）

菅原委員。

○菅原満委員 陳情者から出されているもので、それは市民から出されたものということで、尊重するというのには一面あると思いますけれども、内容自体について、審査することが極めて難しい内容であるので、私はなじまないということを申し上げております。今現在やっているのは、この陳情の扱いについてどうするかなので、それをきちんと先にしていただかないと、正式に議会に対して陳情、請願なり出されたものを扱っているわけなので、それは正規の手続で扱いましようというのは申合せ事項もあるし、そういったことを踏まえて今現在論議されていると思うので、私のほうはまずこの陳情の扱いについて進めていただきたい。市民から出されているものは尊重はいたしますけれども、技術的に難しいということで、なじまないという判断は先ほども申し上げました。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 私たち日本共産党としては、やはり市民からの陳情というものを尊重したいと思っていて、できるだけ市民からの陳情に制限をかけることなく、委員会の中で審査をして、審査をする中で、そこでどういう結論が出るのかは、もちろん陳情者にも審査した内容だったりどういうことが行われているのかという回答がされるわけであって。また、今和光市の不祥事の問題だったり本当に明らかになっていなかったり、市のほうから説明がなかったりとかで不信感を持っているような状況なので、やはりできるだけ市民からのこういった陳情というのは取り上げて、委員会の中で吟味していったほうがよいのではないかと考えています。

○安保友博委員長 休憩します。（午前10時13分 休憩）
再開します。（午前10時42分 再開）

それでは、今回この陳情を取り上げるかどうかについて、各会派の意見を伺いたいと思います。

公明党、伊藤委員、お願いします。

○伊藤妙子委員 公明党としましては、様々議論した結果、一つの住民の思いを尊重するというので、委員会ですっきりと審査をしていただくようお願いしたいと思います。

○安保友博委員長 新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 繰り返しになりますが、秘密会の内容ということで、それ自体に触れること自

体も難しいという判断をしております。ただ、陳情を審査しないからといって門前払いとかそういうことではないということで御理解をいただきたいということでございます。先ほども考えについては述べさせていただきましたので。

○安保友博委員長 国民民主党・日本維新の会、鎌田委員。

○鎌田泰春委員 国民民主党・日本維新の会といたしましては、この陳情に関しましては、議長が事務局を通じて弁護士に諮ったことを踏まえまして、秘密会の内容に触れるということの懸念を考え、この陳情を議会に諮るべきではないと考えます。

○安保友博委員長 日本共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 日本共産党といたしましては、市民からの陳情というのは今まで議会として委員会に上げてきています。ですので、内容的に秘密会に触れる触れないという部分はあるんですけども、取りあえずはその委員会のほうで審査をして、秘密会に触れるようでしたら、それ以上のことは審査できないという。取りあえず委員会に付託することは必要なのではないかと考えています。

○安保友博委員長 緑風会、吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、この陳情に対しましては整っていることと思ひ、また議会は住民の代理機関であり、住民の意思を最大限に尊重した上で、議会の責務を果たすため、この陳情は取り上げるべきだと思ひます。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

やさしい未来へ歩む会、安保委員。

○安保友博委員 うちの会派といたしましては、今回陳情で秘密漏洩があったということが書かれているわけですけども、それはあくまで陳情者の意見ということで、そのことが本当にあったかどうかも含めまして、議会としてはそういう疑義があつて、実際陳情として市民から出されている以上は、これをしっかり精査してそれに対して何らかの回答をすべきだと思ひますので、陳情を取り上げるということで意見とさせていただきます。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

オブザーバーの皆様から、御意見があればお願いしたいと思います。

萩原委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 先ほどから出ていますように、内容がそもそも秘密会に触れかねないことで、やっぱり私は秘密会というのはその場限りのものであるべきだと思ひます。その場限りだから証言したという人もいるだろうし、後からこういう、何かブログで書かれたとか陳情が出たからといって秘密会に巻き戻って何か蒸し返してそういう審査、審議をしたりすること自体がそもそもやってはいけないことだと思ひます。それに、調査をするといつても、どこから漏れたかというのは、本当にそれは議会の守備範囲を完全に超えていると思ひますので、この陳情は議会で取り上げるということになじまないと思ひます。なので、議長が陳情者に対して丁寧な説明をしていただいて、なじまないということで説明していただければ

よいかと思います。

○安保友博委員長 赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 やはり初期の段階で議長が来られて、いろいろな意見を聞いて、それで難しいという判断をされて議運に上がってきたんでしょうけれども、るる陳情者にこれは秘密会でなじまないし、さっき言ったように秘密会は終わっているわけですから、これは非常に調査が難しいということで理解をしてもらうことを文書か何かで出して。これは議会に出すべきものではないと私は思っています。

○安保友博委員長 ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、意見も出尽くしましたので、決を採りたいと思います。

採決の前に討論を許したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ないと認めまして、討論を終結します。

採決に移りたいと思います。

和光市元職員の不祥事に関する調査特別委員会の秘密会の情報漏洩について調査ならびに対処を求めることに関する陳情について、議会で取り上げることについて、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、この陳情については議会で取り上げることとし、委員会付託をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、和光市議会に前市長松本武洋氏への問責決議あるいは抗議の決議を求めることに関する陳情について、本会議で審議するかどうか、御意見のある方はお願いします。

菅原委員。

○菅原満委員 これ自体、私人に対するものなので、取り上げること自体なじむのかどうか、御議論をいただきたいと思います。

○安保友博委員長 今のは意見でよろしいですか。

吉田委員。

○吉田武司委員 この陳情に対して、問責決議ということで、私人に対しては法的根拠があるか調べたほうが良いという弁護士の話もありますが、抗議のところはできるのかなとも思いますけれども、この問責決議あるいは抗議という、決議を求めることということで、ちょっとこの辺が引っかかるところなんですけど、抗議をするということではできるかと思しますので、よろしいかなと思うんですけども、前市長は一連の不祥事の責任を取って辞めたということがありますから、その辺をしっかりとわきまえていただいて、このようなことがないようにとは思

っているので、抗議はできればと思いますけれども、問責については調べていただければと思います。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほど吉田委員から抗議について、一部可能ではないかというような御意見をいただいたかと思います。確かに一部可能な案件ではあると思うんですけども、一方で松本氏が事実を述べていた場合については抗議決議に対して市議会議長が訴えられるリスクがあるという弁護士からの意見もいただいているところがございますので、そこについては慎重に判断すべきではないかと考えています。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 日本共産党としましては、やはり先ほど吉田委員がおっしゃっていたとおり、私人に対して問責決議を求めるという行為は果たしてどうなのかという部分で、多分できないと思うんです。抗議に関しては、幾ら私人となっても前市長がもともとあった職の内容をフェイスブックだったり、その他SNS等々で載せていいかという問題に関しても、多分守秘義務が課せられてくると思うんです。その部分で、私人になったから何でも話していいという話ではないので、ここら辺の抗議決議は審査する内容が含まれてくるのではないかと私たちは考えています。

○安保友博委員長 こちらも、今お話しいただいて、取り上げるか取り上げないかというところが平行線な印象を受けるんですけども、各会派からの意見をいただいて、その上で採決ということによろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

そのようにしたいと思います。

それでは、改めて、各会派より御意見をいただきたいと思います。

緑風会、吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、この陳情に対しても取り扱う方向でお願いしたいと思います。あとは委員会で審査をしていただければと思います。

○安保友博委員長 公明党、伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党としましても、一つの住民からの意見ということで、尊重して委員会でしっかりと審議をしていただければと思います。

○安保友博委員長 新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 本来私人に対する問責決議というのはあり得ない話、手続上あり得ないので、抗議の決議を求めると、議会として決議するとなると、議会 이슈で相当重いことになるので、その辺は事実関係に踏み込んでいくことも想定されるわけで、議会について触れているだけではなくて、内容そのものについても触れていく可能性はあると私は思います。その辺のやり方を十分注意していかないと、審査といっても審査し切れるのかどうかということがあると思います。そういった点でいくと、これについて議長のほうで判断して本来はやっていただく

というのがよかったのかなど。ただ、陳情で出ていますので、これをどう扱うかということだと思いますけれども、果たしてできるのかできないのかということがあります。私としては、内容まで入っていくとなると百条委員会の内容にもわたりかねないということからいくと、これは慎重に扱うべきだと判断をいたします。

○安保友博委員長 国民民主党・日本維新の会、鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私といたしましては、確かに陳情者の方の思いに寄り添ってできる限り議会で取り扱おうという思い、動きというのはすごく賛賞すべきことと思いますが、今回の陳情に関しましては、弁護士等とのやり取りも通じて、抗議決議に対して市議会議長が訴えられるリスクもあるという弁護士からの御意見もいただいているということを踏まえて、今回はこの陳情に関しては取り扱わないべきだと考えます。

○安保友博委員長 日本共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 日本共産党としましては、先ほども申しましたけれども、問責決議という部分で私人に対してどうこうするというのは無理にしても、この経過や理由をしっかりと読み解いて、どういった判断をするのかは委員会で審査されるべき問題ではないかと考えています。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

やさしい未来へ歩む会、安保委員。

○安保友博委員 当党派といたしましては、通常、一般私人から議会に対して何かあったということに関しては、それを殊さら取り上げてということではないのかなと思うんですけれども、今回こういう情報を公開している人が前市長であって、前市長としてこういうことだったんだという当時のことを語っており、また今回和光市議会、百条委員会の調査がずさんであるような、そういう書き方をされているということがありますので、これは一私人ではなくて、あくまでも前市長が市長対議会という構図、二代表制の構図と考えたときに、やはり議会としては毅然とした態度を示す必要があるのではないかとこの指摘を今回陳情者もされているのではないかと思いますので、それが本当にそうかということについてしっかりと審議をする必要があると考えますので、今回は取り上げることに賛成したいと思います。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、オブザーバーの方から、御意見がありましたらお願いします。

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 やはり前市長であっても私人の方に、裁判もいろいろな過程を経てきているわけですから、そこに問責決議を出すというのは本当に難しいことであって、あと表現の自由だとか、もっと上のランクの問題があるので、非常にこれは難しいと思います。私はしないほうがいいと思います。

○安保友博委員長 萩原委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 前市長とはいえ、既に2年ぐらい前に辞めていて、現在は1人の私人、その人が一々ブログとかフェイスブックで書くことに対して、議会全体として反応すべきこと

なのか、問責決議を出したりとか、そういうのは議会としてあまりにも大げさ過ぎると思うし、一々反応すべきことではない。そもそも陳情としても取り上げるに値しないと思います。

○安保友博委員長 ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

採決の前に討論を許したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、討論を終結します。

それでは採決します。和光市議会に前市長松本武洋氏への問責決議あるいは抗議の決議を求めることに関する陳情について、本会議で審議することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、和光市議会に前市長松本武洋氏への問責決議あるいは抗議の決議を求めることに関する陳情は本会議で審議することに決しました。

それでは、次に、市道5号線及び市道25号線の拡幅に関する陳情について、本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、市道5号線及び市道25号線の拡幅に関する陳情は本会議で審議することに決しました。

次に、郵送で提出された陳情について報告をお願いします。

富澤議長。

○富澤啓二議長 今回郵送で提出された陳情は、配付しましたとおり、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書、以上1件でございます。

○安保友博委員長 ただいま報告されました陳情は、本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配付しましたので、御確認ください。

それでは、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読一添付資料参照一〕

このように付託をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

今回受理した陳情の審査は、ただいまのとおり決定いたしました。

次に、一般質問についてです。

通告者は17人です。

質問時間については、昨年度6月、12月定例会は40分、9月、3月定例会は30分として試行し、4月14日の議会運営委員会において、今年度も同様に試行を継続すると決定したところです。

よって、今期定例会は再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますが、いかがでしょう

か。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

監査報告に対する発言通告はなかったことを報告いたします。

次に、会期について。会期は22日間とし、常任委員会を4日間で、第7日に予算決算常任委員会、第8日及び第9日の2日間に予算決算総務環境分科会及び総務環境常任委員会、第9日に予算決算文教厚生分科会及び文教厚生常任委員会、第20日に予算決算常任委員会としたいと思います。

また、一般質問は4日間とし、1日目を5人、2日目以降を1日4人としたいと思いますが、いかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 質問なんですけれども、6月16日、総務環境常任委員会となっているんですが、これはどういう理由からなのでしょう。2日間で結構大変になるかと思いますが。

○安保友博委員長 総務環境常任委員会に付託された案件が文教に比べて少し多いということで2日間を予定しておりますが、早く終わった場合には予備日としてそこはやらないということで捉えております。

いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにしたいと思います。

次に、休日休会は、6月10日、土曜日、11日、日曜日、17日、土曜日、18日、日曜日、24日、土曜日、25日、日曜日とし、調査休会は9日、金曜日、12日、月曜日、13日、火曜日、21日、水曜日、26日、月曜日、休会は28日、月曜日としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は6月12日、月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、議長から報告があります。

富澤議長。

○富澤啓二議長 初めに、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙について報告いたします。

市議会議員選出区分に2名の欠員が生じたため、選挙を実施する旨の通知がありましたが、候補者数は、欠員2名に対し候補者2名であったため選挙は行わないこととなりましたので、

御報告をいたします。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告します。

市議会議員選出議員において4名の欠員が生じたため、同連合会規約に基づく選挙を実施する旨の通知がありました。今後、候補者数が選挙すべき議員数を超えた場合には、6月定例会において選挙を実施することになるので御了承願います。選挙の有無は確定次第、御報告させていただきます。なお、告示日が5月8日で、候補者届出受付期間が5月29日から6月6日までとなっております。

○安保友博委員長 ただいま議長から発言がありました件は御承知おきください。

次に、意見書案についてですが、提出がなかったことを報告します。

意見書案の提出はありませんでしたが、6月14日、水曜日は予算決算常任委員会の終了後に、令和4年度決算審査に係る要求資料、令和5年度議員研修会、議会報告会、議会改革について等を議題とし、議会運営委員会を開きたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、今期定例会のポスターは掲示いたしましたとおりです。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

なお、ポスターについては議員で分担して市内掲示板に掲示しています。議会終了後は、掲示板から速やかに回収していただくように御留意願います。会派の中でも共有してください。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

5月の臨時会において、傍聴席の制限は行わず、また、マスクの着用は個人の判断に委ねるという国の方針に準拠することとしました。議場のパーティションも撤去しております。

また、傍聴者の休憩スペースについては、現在、議会棟1階の休憩スペースを御利用いただいています。談話室についてはこれまで感染症対策を考慮し使用を控えてきましたが、開放することについて、いかがでしょうか。今まで閉鎖していたので、それを開放することについて皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 談話室については、徐々にコロナも落ち着いてきたので開放していいと思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 確認なんですけれども、4階の談話室はもう会議室等では使っていないという理解でよろしいですか。

○安保友博委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 談話室につきましては、会期中については使っていない状況でございます。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 談話室について確認なんですけれども、開放はいいと思うのですが、お茶の用意はしているんですけど。

○安保友博委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 これまではお茶を用意していたのですが、現在の状況に鑑みると、お茶は難しいと考えております。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 分かりました。

それでは、談話室は開放するけれども、お茶の用意はしないということでよろしいですね。

○安保友博委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 一応そのような形で考えております。

○安保友博委員長 では、開放はするけれども、これまで提供していたお茶については提供しないということで、場所の提供のみ、開放のみということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、今後において基本的にこれらを継続し、状況に応じて、必要があればこの場で協議することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

以上で、令和5年和光市議会6月定例会の会期日程等についての協議を終了します。

次へ進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについてを議題とします。

初めに、決算審査の体制等についてです。

9月定例会に上程される見込みの各会計決算に係る議案は、今年度から予算決算常任委員会で審査する旨が決定しております。よって、令和4年度決算審査については予算決算常任委員会に付託することとし、同委員会総務環境分科会、文教厚生分科会において分担して審査することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

次に、令和4年度決算審査の要求資料についてです。

効率的な決算審査を行うために、決算審査の資料の決定、提出要求を早めに行う必要があります。

資料として、昨年度の資料要求書を参考にした令和4年度分の要求資料案を配付しております。

休憩します。（午前11時11分 休憩）

再開します。（午前11時14分 再開）

配付された資料を会派に持ち帰って内容を御検討いただき、次回、6月14日の議会運営委員会で御意見を伺い、決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

なお、要求資料については、決算審査に際して、口頭による答弁では複雑過ぎて分かりにくいもの、誤解を招きやすいものなど、本当に必要な資料を精査するという観点で御検討いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

ここで議長から発言があります。

富澤議長。

○富澤啓二議長 要求資料については、効率的な決算審査を行うためにも、例年要求している資料であっても、決算審査を行うに当たり本当に必要な資料を要求するという趣旨で、追加または不要となる資料について具体的に御検討いただければと思いますので、どうか皆さんよろしく願いいたします。

○安保友博委員長 以上で、決算審査の体制等についての協議を終了します。

次に、令和5年度議員研修会についてです。

今年度の議員研修会については、開催時期、内容について、次回、6月14日の議会運営委員会で協議したいと思いますので、各会派で検討のほどよろしく願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

事務局から補足があります。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 令和4年度の議員研修会は、今年の1月11日に開催したところです。

実施時期については、講師候補及び実施時期の調整等に最低3か月の準備期間が必要なことや、常任委員会の行政視察や各種議長会等のスケジュールを踏まえて御検討いただけたらと考えております。

次回、効率的に協議できますよう、あらかじめ事務局からメールをお送りしますので、テーマ、講師、理由等を具体的に御記入いただき、6月12日、月曜日、正午までに御返信くださるようお願いいたします。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 予算はどれぐらいを想定したらいいのか、その確認だけお願いします。

○安保友博委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 講師の謝礼につきましては10万円を予定しております。

○安保友博委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、以上で令和5年度議員研修会についての協議を終了します。

次に、議会報告会についてです。

今回、改選後新たな議会体制となりましたので、議会報告会は9月定例会終了後に開催することをお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、9月定例会後に議会報告会を開催することといたします。

議会報告会の運営方法、意見交換会を実施する場合のテーマ等について、次回、6月14日の議会運営委員会で協議したいと思います。各会派で検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

事務局から連絡があります。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 議会報告会につきましても、次回の協議のため、運営方法、テーマ等について、各会派の御意見をあらかじめ事務局へ御提出いただきたいと思います。

事務局からメールをお送りいたしますので、6月12日、月曜日、正午までに御返信くださるようお願いいたします。

○安保友博委員長 よろしいでしょうか。

以上で、議会報告会についての協議を終了します。

次に進みます。

特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてです。

議長から発言があります。

富澤議長。

○富澤啓二議長 議会改革について、今期は改選後、新たなメンバーでということになります。なるべく早めに、かつ丁寧に取り組んでいきたいと考えております。これは議会運営委員会の閉会中の特定事件8に当たりますが、進め方やスケジュールなど含め、議会運営委員会の中で協議を開始していただきたいので、よろしくお願ひ申し上げます。

○安保友博委員長 ただいまの諮問としての議長発言を受けて、議会運営委員会として、今後、議会改革について協議していきたいと考えます。

テーマについてですが、前期の申し送り事項としては、反問権の付与、議員のハラスメント防止、議員間討議が挙げられます。各会派で御協議いただき、今後、スケジュールも含めて協議したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

以上で、議会改革についての協議を終了します。

次に、今後の議会運営委員会などの日程を確認します。

まず1つ目、6月14日、木曜日、本会議終了後、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、令和4年度決算審査に係る要求資料について、令和5年度議員研修会について、議会報告会について、議会改革について。2つ目、6月29日、木曜日、議員会総会終了後、議会だより編集事前打合せ1回目。3つ目として、7月10日、月曜日、9時30分から、議会だより編集事前打合せの2回目。4つ目、7月18日、火曜日、9時30分から、議会だよりの編集、作成について。

以上となります。御出席くださいますようお願いいたします。

次に、その他の日程についてです。

富澤議長。

○富澤啓二議長 まず、議員会の日程についてです。

議員会監査を6月8日、開会日の本会議終了後、議員応接室で行います。監事は赤松議員、会計は萩原議員です。また、議員会役員会を6月29日の本会議終了後、第2委員会室で開催します。総会は、6月役員会終了後、全員協議会室で開催します。

次に、埼玉縣市議会第5区議長会議員研修会についてであります。

日程は、8月9日、水曜日、14時から、場所は朝霞市民会館。講師は政策研究大学院大学教授の飯尾潤氏であります。全議員対象となりますので、よろしくお願ひします。

○安保友博委員長 ただいまの件については、よろしくお願ひいたします。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今、和光市議会に国旗だったり市旗が掲揚されていないという現状がありまして、朝霞のほか、3市に関しましては行われている状況ではあるんですけども、ぜひ和光市でも国旗並びに市旗を掲揚していただきたいと考えております。こちらについても議論をいただければと思っています。

○安保友博委員長 ただいま本会議場における国旗並びに市旗の掲揚について、御提案がありました。これについて、いかがいたしましょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 本来的に議会改革を予定されているので、議会改革の場で議論していくのが一番筋かなと思います。一般的な議会運営委員会ということではなく、議会改革の場なりで別途検討していくことだと思っておりますので、そのような取扱いをお願いします。

○安保友博委員長 ほか、御意見はありますか。

〔「なし」という声あり〕

では、そのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

ほかに、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ほかにございませぬので、以上で本日の案件は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前11時28分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博